

産前産後休業掛金免除・育児休業掛金免除の 手続きはお早めに!



産前産後休業や育児休業を取得された場合は、本人(組合員)からの申出により掛金(短期給付、長期給付、福祉事業に係る掛金(保険料)をいいます)が免除され、免除された掛金(保険料)に相当する額の地方公共団体の負担金も免除されます。掛金(保険料)免除を受けた場合でも、年金額の算定について不利が生じることはありません。

掛金の免除事務を円滑に行うため、事由に該当した場合は速やかに手続きを行ってください。

●産前産後休業期間の掛金免除について

産前産後休業中に係る掛金(保険料)は、組合員の方からの申出により免除となります。産前休業開始前に「産前産後休業掛金免除申出書^(※1)」により、共済事務担当課を通じて手続きを行ってください。

また、出産日が出産予定日と異なる場合は、速やかに「産前産後休業掛金免除変更申出書」により、変更に係る手続きを行ってください。(出産予定日どおりに出産した場合は、変更申出書の提出は不要ですが出産したことが分かる書類が必要です。)

※1 添付書類：特別休暇(産前産後休業)を取得していることが分かる書類、子の出産予定日及び出産予定人数の分かる書類

※2 地方公共団体における特別休暇(産前産後休業)を取得した期間で、上記期間を超える日及び有給休暇の日は含まれません。

●育児休業期間の掛金免除について

育児休業期間中(育児休業に係る子が3歳に達する日まで)に係る掛金(保険料)は、組合員の方からの申出により免除となります。育児休業開始前に「育児休業等掛金免除申出書^(※3)」により、共済事務担当課を通じて手続きを行ってください。

また、育児休業の期間に変更が生じた場合も速やかに手続きを行ってください。

※3 添付書類：育児休業の事実を証明する書類

※4 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号の規定による育児休業及び同法第23条第1項の育児休業の制度に準ずる措置による休業」又は「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業」

●免除期間

出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)の属する月から、出産日後56日の翌日の属する月の前月までの期間のうち、産前産後休業^(※2)を取得した期間

●免除期間

育児休業^(※4)を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間

資格喪失後の

～組合員証等の取扱いについて～

資格喪失後は、**絶対に、組合員証等を使用しないでください。**

- ◎ 組合員の資格を喪失した場合や被扶養者の資格を喪失した場合には、**「組合員証」や「組合員被扶養者証」等を、直ちに、共済事務担当課を通じて、本組合へ返却してください。**



【誤って、資格喪失後に使用(受診)した場合は・・・】

資格喪失後の受診に係る「医療費」を返還いただくこととなりますので、十分にご注意ください。